

第16回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

起草部会 議事要旨

【日時】平成18年5月30日（火）19:00～21:15

【場所】本庁舎5階庁議室

【出席者（※敬称略、50音順）】

大島いずみ 沼田良
木戸陽成 長谷川和寛
小原隆治 村上祐允
関根和弘 若井治子
高橋司郎

議事次第

1. 答申案の作成に向けて
2. その他

1. 答申案の作成に向けて

（1）答申の構成など

- ・ 章は残す。節・款・目は数字に置き換える。
- ・ 本文の黒の太枠線は点線にする。
- ・ 章・節ずれ等を修正する。
- ・ 序章定義の「・・・」をそろえる。
- ・ フォント、二重括弧等体裁を整える。

（2）答申案の主な修正について

- ・ 前文4段落～7段落は、つながりが悪いため、文章を分かりやすく簡素化する。
- ・ P.5 最高規範の解説はつけることとする。
- ・ P.7 「名実ともに自主的・自立的な地方公共団体」の解説文は、A修正案のとおり簡素化する。
- ・ P.8 「説明責任」の本文中に「区民に対して」を追加する。
- ・ P.12 「不利益な取り扱いの禁止」の解説文「このように～」を削除。
- ・ P.19 「コミュニティ活動・組織の育み」は解説文後半部分を削除。
- ・ P.23 「（仮称）自治推進委員会」の解説文の頭に「区長の諮問機関である」を追加。

2. その他

- ・ 起草部会の議事要旨を懇談会へ配る。
- ・ 次回の懇談会でまとめなければならない。意見がある場合には、代案を事前に事務局まで提出してもらう（開催通知には、その旨しっかり記載する）。
- ・ 委員が事前に十分に検討できるよう資料を6月2日に発送する。
- ・ 意見が多数提出された場合には、臨時部会を8日に開催する。